

2019 年ゴールデンウィークの診療体制について

2019 年は新天皇がご即位され、祝日法に基づき即位日の 5 月 1 日(水)と前後日の 4 月 30 日(火)と 5 月 2 日(木)がいずれも休日となります。

これを受けて当院は、4 月 28 日(日)～5 月 6 日(月)まで外来診療を休診とさせていただきます。

なお、上記期間中は休日祝日同様に 24 時間対応で急患の診療をいたします。救急の場合はお電話にて連絡ください。また、お薬等のご確認を早めにお願いたします。

ご理解くださいますようお願い申し上げます。

4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
通常診療	休診	休診	休診	休診	休診	休診	休診	休診	休診	通常診療
		昭和の日	国民の休日	即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振り替え休日	